

# 大阪府ママさんバレーボール連盟規約（案）

## 第 1 章 名 称

第 1 条 本連盟は、大阪府ママさんバレーボール連盟「Osaka Volleyball Federation of Families」（略称 O.V.F.F）（以下、本連盟）と称す。

## 第 2 章 目 的

第 2 条 本連盟は、大阪府バレーボール協会、公益財団法人大阪府レクリエーション協会、一般社団法人全国ママさんバレーボール連盟、近畿ママさんバレーボール連盟に所属し、大阪府下は基より近畿、全国における家庭人相互の親睦及び、技術の向上を図り、併せて斯道の発展普及に寄与することを目的とする。

## 第 3 章 組 織

第 3 条 本連盟は、大阪府下の家庭人バレーボールチームをもって組織する。

第 4 条 本連盟は、事務所を大阪府下に置く。

## 第 4 章 事 業

第 5 条 本連盟は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 大阪府下家庭人大会の開催
2. 審判・指導講習会並びに、審判・指導の普及、審判員・指導員の派遣
3. バレーボールに関する印刷物並びに、用具の斡旋
4. その他必要な一切の事業

第 6 条 本連盟の事業年度は、1月1日に始まり 12月31日に終わる。

## 第 5 章 役 員

第 7 条 本連盟に下記の役員を置く。

会 長	1 名	副 会 長	若 干 名
理 事 長	1 名	副 理 事 長	若 干 名
理 事	若 干 名	監 事	2 名
顧 問	若 干 名	参 与	若 干 名

第 8 条 会長は、推薦委員会より推薦を受け、理事会の承認を得て、総会において推薦する。会長は、本連盟を代表し、会務を統轄する。なお、総会の議長となる。

第 9 条 副会長は、会長が推薦し、理事会で承認を得て、総会において推薦し、会長がこれを委嘱する。副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代行する。

第 10 条 理事長は、理事の中から会長が推薦し、理事会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。理事長は、本連盟の常務を処理執行する。

第 11 条 副理事長は、理事の中から理事長が推薦し、理事会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。副理事長は、理事長を補佐し理事長事故あるときはその職務を代行する。

第 12 条 理事は、企画が推薦し、総会において承認を得て、会長がこれを委嘱する。

第 13 条 監事は、理事会において理事以外のものを推薦し、会長がこれを委嘱する。監事は、会計を監査する。

第 14 条 名誉会長、顧問、参与は、本連盟に功労のあったもの、または、学識経験者を理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。

第 15 条 顧問は、会長の諮問機関とする。

第 16 条 参与は、理事会の諮問機関とし、意見を述べることができるが、表決には参加できない。

第 17 条 各役員任期は 2 年とする。但し、留年は妨げない。  
欠員補充により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

## 第 6 章 会 議

第 18 条 本連盟に下記の会議を置く。

- |          |          |
|----------|----------|
| 1. 総 会   | 2. 理 事 会 |
| 3. 企画委員会 | 4. 部 会   |

但し必要に応じ、推薦委員会、クラス編成委員会、その他実行委員会を設ける。  
その場合は、理事会において承認を得なければならない。

第 19 条 総会は、本連盟の基本方針を審議し承認する。総会は、毎年 1 回 開催する。  
但し、会長が必要と認めた場合及び加盟チーム 3 分の 1 以上の要求があった時、  
臨時総会を召集しなければならない。

第 20 条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、理事をもって構成し、会長が召集する。  
但し、会長は、3 分の 1 以上の理事の要求があったときは、理事会を召集しなければ  
ならない。理事会は本連盟の業務を議決し執行する。

第 21 条 1. 企画委員会は、会長、副会長、理事長、副理事長をもって構成し、必要に  
応じ会長が召集し、本連盟の企画、運営等について原案を作成する。  
2. 部会は、必要に応じ、担当理事が招集する。部会は、当該部会の業務を処理する。

第 22 条 1. 総ての会議は、構成員の総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ成立しない。  
2. 総ての会議は、その出席構成員の過半数の決議による。  
3. 賛否同数の場合には、議長がこれを決する。  
4. 文書による構成員の賛否は、会議の決議と見做す。  
5. 会議の議長は、招集者がこれに当たる。  
6. 総ての会議の資料及び議事録は、必要期間保存される。

## 第 7 章 登 録

第 23 条 本連盟加盟チームは、本連盟に加盟登録しなければならない。  
登録については、所定の登録書類及び加盟登録料の手続きを経なければならない。

## 第 8 章 会 計

第 24 条 本連盟の経費は、加盟チームの加盟登録料、参加料及びその他の収入をもってこれに当てる。

第 25 条 加盟登録料及び参加料の金額については、毎年総会において報告する。  
但し、金額変動の際には、総会において報告し次年度より実施する。

第 26 条 本連盟の会計決算は、毎年度終了後監事の監査を経たうえ、総会の承認を得なければ  
ならない。

第 27 条 本連盟の会計年度は、毎年 1 月 1 日 に始まり 12 月 31 日 に終わる。

## 第 9 章 附 則

第 28 条 本規約の改正は、総会において 3 分の 2 以上 の同意を得なければならない。

第 29 条 本規約は、2021年3月11日から施行する。

名称の改正 他(18回) 2013年(平成25年)2月1日より施行

第2.8～12.18.23.25.29条追記(19回) 2016年(平成28年)1月26日より施行

第7.18.22.23.24.25.28.29条 記載順 追記 西暦年号表記(20回) 2021年3月11日より施行